

1 地域福祉計画策定にあたって (案)

(1)計画策定の趣旨

地域における人口減少や少子高齢化、核家族化等により、地域でのさまざまな生活課題が生じてきており、地域におけるコミュニティなどを通じた人々のつながりが希薄になってきております。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で、誰もが支え合い自分らしく暮らしていける地域を、ともにつくっていくことのできる『地域共生社会』の実現に向けた体制整備が進められています。

また、国際社会共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、地方自治体には様々な計画に、基本理念である『誰一人取り残さない』という視点のもと、SDGsの要素を反映することが期待されております。

地域の課題を地域全体で共有し、地域が主体性をもって解決に取り組む、地域福祉の推進のための方向性を示すものとして村上市地域福祉計画を策定するものです。

(2)計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付け、住民参画により地域福祉連携等を総合的に定めるものです。

村上市総合計画を上位計画として、今後の地域福祉推進のための方向性を示すものです。

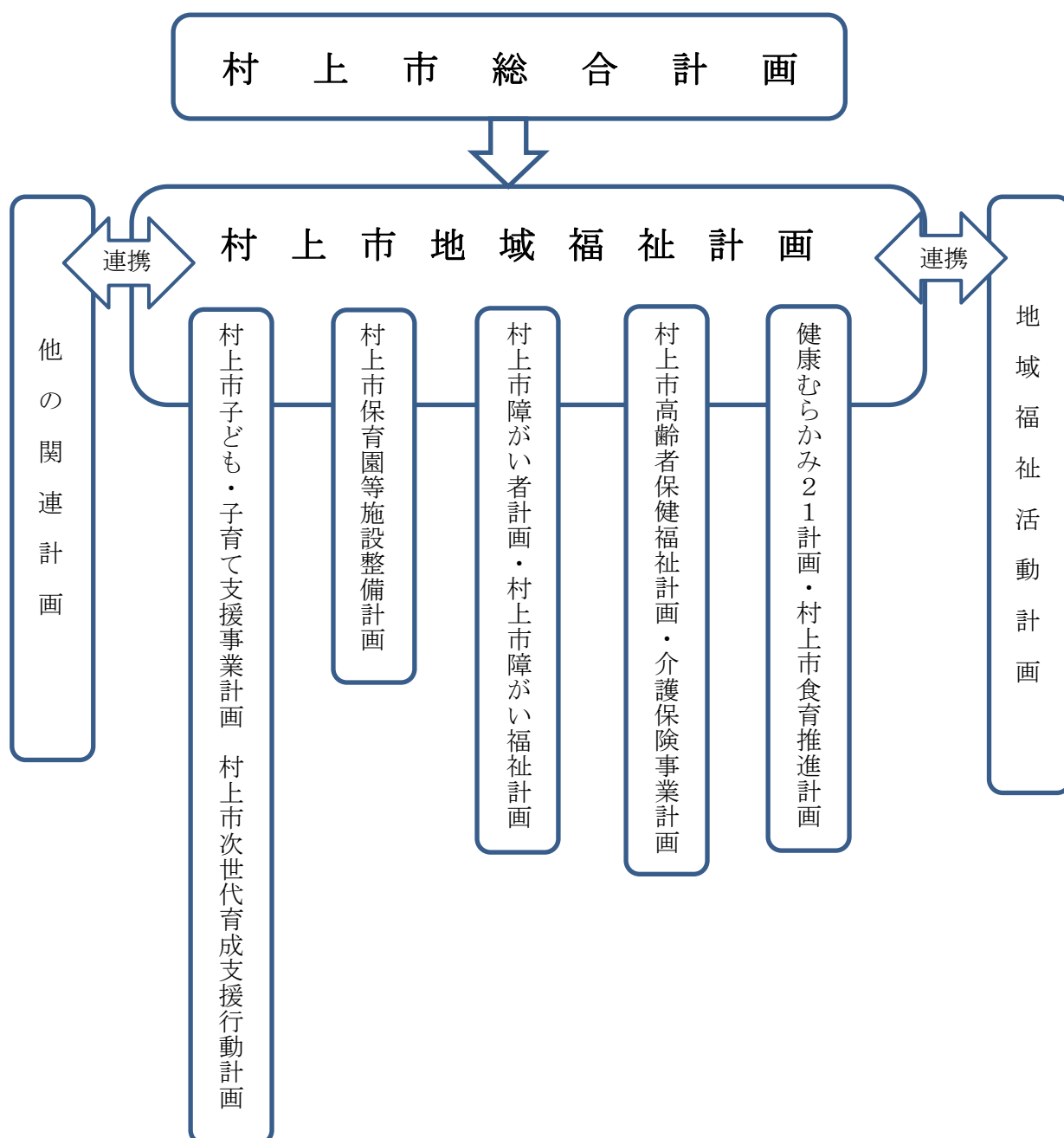
社会福祉法第107条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(3)他計画との関係

地域福祉計画は、地域福祉行政全体の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、児童、生活困窮に関する各分野の計画と内容が重なり合う部分がありますが、分野横断的な地域福祉の取り組みを進めていくために、個別計画における施策や目標は基本的に尊重しつつ調整・連携を図りながら策定します。



(4)計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、社会情勢等を的確に把握し、状況の変化に対応する必要がある場合は、適宜見直しを行い計画変更も可能なものとします。